

智太合同会社 虐待防止・身体拘束等適正化対策検討委員会規程

(委員会の設置)

第1条 この規程は、智太合同会社が開設する放課後等デイサービス事業所(以下「事業所」という)が行う放課後等デイサービス事業(以下「事業」という)において、利用者の安全と人権保護の観点から、虐待の防止とその適切な対応(以下「虐待防止」という)の推進に関する委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会の目的)

第2条 この規程は、事業所の利用者に対する虐待防止を図るものであり、利用者の権利を擁護し事業の迅速な改善を図るとともに、事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は以下の通りとする。

- 1) 委員長は管理者とする。
- 2) 委員は、虐待防止・身体拘束適正化対策検討担当者、児童発達支援管理責任者、虐待防止責任者、児童指導員、保育士、看護師、その他の職員の中から選出する。ただし、この限りではない。
- 3) 委員には第三者委員会を加えることができる。
- 4) 委員には利用者の保護者の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、年1回以上又は虐待発生の都度、開催する。

- 1) 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員に指名した者の出席を求めることができる。
- 2) 委員長は書記を指名し議事録を整備する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 虐待の早期発見の為の手段として、「虐待早期発見チェックリスト」による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任

者に報告する。

- 5) 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととし、職員採用時の研修を都度、実施することとする。
- 6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第6条 委員会の責務は以下の通りとする。

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格(アイデンティティ)の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。
- 5) 委員会で協議・検討された結果については、会議もしくは会議録の回覧にて職員に周知する。

(雑則)

第7条 苦情及び説明・同意については事業所の重要事項説明書に準拠し対応する。

附則 この規程は令和3年6月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規程は令和4年5月1日から施行する。

この規程は令和5年3月1日から施行する。